

原 著

幼稚園の特別支援教育コーディネーターの役割に関する一考察

— 幼稚園の制度的変遷とこども家庭庁の設置を踏まえて —

金戸憲子

A Consideration of the Roles of Special Needs Education Coordinator in Kindergartens
 – Focusing on the System Changes of Kindergarten and Establishment of Children and
 Families Agency –

Noriko KANETO

[要約] 幼稚園はその発足当時、そこに通う大半が経済的に恵まれた上流階級の家庭の子どもであった。しかし現在では、子どもが幼稚園に通う家庭の子育ての状況は、その当時と比較してさまざまな面で変化を遂げてきている。就園年齢に達した子どもとその親にとって、初めて社会との接点を持つ場所になるケースも少なくない。このような状況であるがゆえ、幼稚園にも子育て支援が求められるようになってきた。国が2023年4月に創設した「こども家庭庁」は、子ども政策の新たな推進体制を構築し、子どもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化し、年齢や制度を超えた切れ目のない包括的支援を目指している。

このようななか、幼稚園で子育て支援を行っていくためには、それを担うキーパーソンの構築が喫緊の課題である。今後、特別支援教育コーディネーターを子育て支援に必要な役割として位置付け、幼稚園における子育て支援の充実につなげていくことが期待される。これらを踏まえ本稿では、幼稚園における特別支援教育コーディネーターの役割を子育て支援の視点から検討した。

キーワード：幼稚園、子育て支援、特別支援教育コーディネーター

1. はじめに — 問題の設定 —

日本の乳幼児の教育や保育の歴史は明治時代にさかのぼる。1876（明治9）年、東京女子高等師範学校に付設して設けられた幼児教育の施設が、3歳以上の幼児教育を行う施設としての幼稚園の発足である。そして1890（明治23）年、低所得や貧困層の家庭が、就労している母親に代わってその乳幼児の養育を行う託児所として誕生したが、現在の保育所の始まりである。この時代の日本は、新たな産業が次々と起こされ、製鉄所や造船所、製紙工場などが設立されるなど、まさしく産業革命とも呼ぶべき情勢であった。このころから就労家庭に代わって乳幼児を養育するための保育所は、民間の篤志家を中心にくつも作られ数を増していったのである。

明治期から大正にかけて、幼稚園や保育所が増

設されていくことになるが、幼児教育施設の始まりとして発足した幼稚園は、就労家庭の育児を主たる目的とした保育所と異なっていた。1900（明治33）年、野口幽香により創設された二葉幼稚園のように、貧困層の子どもたちをよい境遇のもとで保育することを目的とした園も一部は存在していたものの、その大半は、経済的に恵まれた上流階級の家庭に生まれた子どもの通う場所であった。つまり、裕福な保護者が保育料を支払い、我が子に教育を受けさせることを目的として通わせるための教育施設だったのである。そのため、多くの一般庶民にとっては全く無関係の施設として、貴族的な性格をもって出発することとなる。その後も幼稚園は、全国各地に設けられていくが、当初の東京女子高等師範学校附属幼稚園を模範としたため、その貴族性はその後も長く続くことに

なったのである。低所得階級の家庭の生徒が、幼い弟妹を背負って通ってくる窮状を見かねた私塾の経営者が、乳幼児を別室に集めて世話をしたことがきっかけで始まったともいわれる保育所と、裕福な上流階級家庭がその子どもに教育を受けさせる目的で発足した幼稚園では、その成り立ちの目的や違いは大きく、幼稚園と保育所は全く違う施設であることがこの歴史的背景からも明らかだといえよう。

昭和に入り、さまざまな保育の方向を探求しようとする研究者やグループも現れるようになり、保育研究は盛んになっていった。幼稚園は、発足当時のような貴族性はなくなっていたが、生活が豊かで恵まれた家庭環境で育つ子どもが通う幼児教育の場であることはその成り立ちから変わらないものであった。その教育的役割は第2次世界大戦後、学校教育法に基づく文部省（現在の文部科学省）の所管となることで強めていくこととなる。1947年制定当時の学校教育法第77条には幼稚園の目的は「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」とされていた。一方、託児所的役割から始まった歴史を受け継ぐ保育所は、同時期に児童福祉施設として厚生省（現在の厚生労働省）の所管となった。1951年法改正の児童福祉法第39条によると「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」とされていたように、何らかの保護者や家庭の状況により「保育に欠ける」乳幼児に対して保育を行う目的であることが法的にも示され、ここでも幼児教育を行う幼稚園と保育を行う保育所の二元化が明確であった。同じ乳幼児期の子どもの過ごす施設でありながらも、目的が異なるなかで幼稚園と保育所は長らくそれぞれの役割を果たしてきたのである。その歴史を踏まえうえて、現在、幼稚園に求められる子育て支援について考えていきたい。

2. 現在の幼稚園における子育て事情の変化

一 社会、家庭の環境において求められるもの

近年、幼稚園に通わせる家庭の子育ての状況は、その発足当時と比較してさまざまな面で変化を遂げてきている。そもそも、子どもを幼稚園に通わ

せたいと希望する家庭の多くは、子どもが幼い頃は出来る限り育児に専念することを希望し、あえて短時間保育を求めているか、出産から就園時期に至るまで、親や身近な親族による育児のサポートが期待できる環境にある場合だと捉える。また、幼稚園に通う子どもの家庭は、保育所に通う子どもの家庭より、母親が家庭外の職業に就いていない場合が多い¹。仕事と育児を両立しない選択をした理由については各家庭の置かれた状況によってさまざまであるといえよう。育児に専念したいがゆえに仕事から離れるという積極的な理由があれば、仕事を続けていくための環境的な条件が揃わないために必然的に諦めざるを得なかったという消極的な理由によるものも考えられる。いずれにせよ、そのことは同時に現代社会において、子育ての孤独感をさらに募らせる要因になっていることも否めないのである。周囲の社会状況がめまぐるしく変化するなかで、子どもへのかかわり方を悩んだり、子育ての不安やストレスが高まったり、孤立しがちな状況を生んでしまったりする可能性も高いのである。佐藤ら（2013）は、幼稚園に在籍する幼児をもつ保護者がどのような子育ての悩みを持っていて、幼稚園に対してどのような子育て相談を望んでいるかについて、質問紙調査を行っている。それによると、幼稚園の保護者が子育てについて相談したい内容では、園生活や友だち関係のことが最も多く、それを相談したい相手としては、配偶者と同数程度に幼稚園教諭であるという回答が最も多かった。家庭で孤立的に子育てを行う保護者は、幼稚園という集団のなかで我が子がどのように過ごしているのかを具体的に知りたがっている、という調査結果であった。保護者は、子育てに関して特別な悩みに限らず日常的な生活のなかでの子どもの育ちについても関心が深く、それをどう見守っていけばよいのかに苦慮していることがうかがえる。また、それを相談する相手として配偶者と同じくらい幼稚園教諭を選んでいる結果からは、子育てに関わる専門性のある人物に相談することで、保護者自身の悩みを解決させたいという思いがあることも読み取ることができるのである。

近年の社会状況の変化に伴い、文部科学省はこれまで、その時代に即した幼児教育の在り方を検

討し、その役割について審議してきた。そのなかでも、近年、幼稚園教育が発足当時から主たる目的、いわゆる本来の目的としていた「幼児そのものを教育する」という役割のほかに、その周囲の保護者や家族、地域への対応に着目するようになったことは、幼稚園教育の大きな変革ともいえる。これらについて審議されてきたいくつかの答申や報告から、幼稚園に求められるようになった新たな役割について整理する。

文部科学省(1997)は、「時代の変化に対応した今後の幼稚園教育の在り方について—最終報告—」(以下、「本報告」)のなかで、幼稚園教育をめぐる現状についてまとめている。当時は、1989(平成元)年3月に四半世紀ぶりに改訂された幼稚園教育要領において、幼稚園教育の基本が初めて明示されたなかでの幼稚園教育の展開がなされていた時期である。「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを基本に、「幼児のふさわしい生活の展開」「遊びを通しての指導」「一人一人の特性に応じた発達の課題に即した指導」を重視する事項として掲げられた。また、「ねらい」とする心情・意欲・態度の育ちを達成するために「内容」を示し、さらには6領域を幼児の発達の側面から5領域にまとめるなど、25年ぶりに改訂された幼稚園教育要領は時代の変化や幼稚園教育の在り方を改めて考えるきっかけとなったことはいうまでもない。

このように、幼稚園教育の基本や教育内容が整理されると、幼稚園は幼児を教育することを一番の目的としたものであることが改めてうかがえる。そして、子どもを中心に考え、それにふさわしい生活や遊びを助長すること、また、子どもの発達面をていねいに見とりながらその子どもにとって何が必要なのか、そのためには保育者や保護者を含めた周囲の環境がどうあるべきか、について常に模索しながら保育の環境を整えることが、幼稚園における保育者の立ち位置であった。これは発足した当初がそうであったように、幼稚園が、経済的にも時間的にもゆとりのある家庭とその子どもを対象とした幼児教育施設であったからこそ果たすことのできた役割だといえよう。

一方で、本報告では、幼児を取り巻く環境の変化についても触れている。幼児の身近な環境に目

を向けると、核家族化や少子化などが取りざたされるようになっていた。これらは、社会全体の都市化や情報化が進行していくなど社会状況の変化が影響し、家庭や保護者の意識や生活様式が変わってきたからである。共働きの増えると保護者はさらに忙しくなり生活のゆとりが失われ、少子化はさらに進み、地域社会とのかかわりが減少することで人間関係の希薄化へとつながっていった。つまり、地域社会のコミュニティー意識が衰退するなかで起こる子育ての孤立や遊びの喪失が問題視されるようになってきていた。核家族の進行と女性の社会参加の機会の拡大、就労形態の多様化はこのころから進行し、保育ニーズの多様化とともに幼稚園においても子育て支援の必要性が述べられるようになっていたのである。

本報告では、当時の社会状況における家庭教育の変化について着目し、幼稚園に子育て支援が必要な具体的理由について触れている。当時、核家族化の進行と同時に、地域とのかかわりが減少し人間関係が希薄化するなか、保護者は子育ての大切さや喜びを実感するゆとりを感じる事が出来にくくなっている現状であったと筆者は捉える。多世代同居が通常だった従来の日本では、子育ての先輩である祖父母の知恵を借り、援助を受けながら子どもを育てることが可能であった。しかし、このような近年の家庭や社会状況の変化の中では、子育てに価値や喜びを見出すことが出来ずに他者に依存しようとする傾向がみられたり、子どもへの接し方がわからずマスメディアに頼り、その情報過多に惑わされ、かえって強い育児不安に陥ったりするなど、家庭の教育力の低下が浮き彫りとなってきたのである。さらには、それを支えるべき地域社会をみると、先に述べたように人的には近隣同士のかかわりが希薄であったり、環境的には身近な遊び場が減少してきたりなど、地域の子育てを支える力が弱くなってきていることなどが、幼稚園においても子育て支援が必要になってきた理由として、このころから考えられてきたことであるといえる。

特に、情報メディアの普及は、子育て中の親のみならず幼児期の子どもにも影響しており、従来からある絵本やテレビはもとより、テレビゲームなども子どもの身近な存在となり接触す

る機会が増えたことで、それらを介した世の中についての知識も増えていた。メディアを通じた知識習得の機会が増えると、現実の人や物とかわったり、感覚を通して体験したりする機会が減少し、「自らやってみる」という体験を乏しくさせる。本報告においても、「幼児を取り巻く環境の変化は、幼児の発達にも影響を及ぼしている」ことを指摘しており、各種の調査からもこのような幼児の発達の状況には、「人とのかわりの中で自己を表出し、自我の形成を図っていくことが十分でない」ことが明らかであるとしている。

これらの状況を踏まえ、幼稚園はその施設に通う園児の教育のみならず、その保護者を含めた家庭やその地域社会において果たすべき役割がこれまで以上に重要になってきたことがあげられたのである。幼児の主体的な遊びを十分に確保することが幼児教育施設としての幼稚園に課せられた必要な役割であることは変わらずも、家庭や地域と協力しながら教育活動を進めるなかで、家庭教育とは異なる視点で子どもを捉え、その育ちの姿を家庭に発信していくことが求められるようになった。それにより、幼児の生活が、家庭や地域、幼稚園との間で連続的に営まれることで、総合的に豊かに発達を促すことを目指すのである。幼稚園がその地域の実情に合わせた「幼児教育のセンター」としてそれらに介入していくことも、幼稚園における子育て支援の重要な役割である。幼児教育の専門家としての幼稚園教諭に求められる役割には今や、園生活での幼児に対して、幼稚園教育の基本²とされる「幼児期にふさわしい生活」を実現することだけでなく、その子どもを育てる保護者自身が充実したふさわしい生活を実現するために寄り添い支援することはもちろんのこと、子育ての伴走者である必要も含まれているのだといえよう。

また、文部科学省は2004（平成16）年に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」の中間報告のなかで、子どもの育ちの現状と背景についてまとめている。そのなかには、近年の幼児の育ちについて、「基本的な生活習慣や態度が身に付いていない、他者とのかわりが苦手である、自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない、運動能力が低下してい

る」などの発達課題となる具体的な内容についてあげ、不安定な発達状況にあることを指摘している。子どもの育ちの変化には社会的背景が影響しており、特に子どもが育つ身近な環境、いわゆる地域社会における教育力の低下が最も大きな要因であるといえよう。これらを踏まえ、今後の幼稚園の教員には社会状況の変化に伴って幼児とその家族に起こりつつあるさまざまな課題への対応力が必要となることが示されていたのである。従来、幼児教育の施設として求められてきた役割のように、幼稚園という限られた空間や時間のなかでの教育の方法を考えるだけでなく、幼稚園から帰った後の家庭や地域での生活や発達の状況についても目を向けることにより、連続性を保ちながら幼児の発達や暮らしをトータルで支えていく必要がでてきたのだと考えられるようになったのだといえる。つまり幼児の生活や発達は、幼稚園と家庭、そして地域社会と連続しているのだから、それらが滑らかに連携していくなかでこそ教育力は発揮できる。そのためには、保育者自身が幼児だけでなくその保護者や家庭を含めて支えていくこと、特別な教育的配慮が必要な幼児にはそれに必要な対応をすることができる力量、就学後を見据えた小学校との連携等、多岐にわたった専門性が必要であることも示されていた。

このように、保育所に課せられた児童福祉施設としての重要な役割であった「子育て支援」が、幼稚園という教育施設においても求められ重視されるようになった経緯には、子どもの育つ社会状況や背景の変化が大きく影響してきたことがうかがえる。同時にその役割を担うためには、幼稚園における保育者である幼稚園教諭の専門性や組織体制、及び施設設備などのハード面やソフト面等あらゆる観点から、今後見直しを図っていく必要性があることも懸念されるのである。

3. 幼稚園の今日的課題について

「子育て支援」という言葉は、社会福祉の領域で1990年代以降から次第に頻繁に使われるようになってきた。国の政策が責任をもって必要とする子どもに行う「保育」とは違い、子育て支援は保護者を主体として行われるものである。これまで述べてきたように、核家族や少子化、また働く女

性の増加により、子どもの育ちの状況が変化しつつあるなかで、この「子育て支援」という言葉は更に広く用いられるようになってきた。このことは、1996（平成8）年に発足した教育課程審議会の最終報告で幼稚園にも子育て支援の必要性が具体的に示されて以来さらに加速化していった。

地域社会の教育力の低下は、子育て支援の必要性を促す要因のひとつであった。このことは、増加する核家族の子育てを一層孤立させた。また一方で、保育所においては待機児童の問題が社会的な課題として取りざたされるようになり、子育て家庭を支援する取組は、就学前の子どもの施設全体において、喫緊の課題となったのである。殊に幼稚園に関しては、2015（平成27）年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、幼保連携型認定こども園が急激に増加したことにより減少傾向にある（図1）。裏を返せば、幼稚園は廃園か認定こども園への移行を余儀なくされたのである。このことから、幼稚園は「幼児を教育する施設」という従来の役割に併せて、子育てに関する保護者や家庭を支援する役割をさらに促進させたといえよう。

まず、幼稚園における子育て支援とはどのようなべきなのか。地域社会の教育力が低下するなかで、誰も頼ることのできない状況下の子育ては、育児の負担感を増大させ育児不安を増幅させる。そして、そのことは母親の孤立を助長することにつながる。また一方では、子どもの成長、発達のためには、安全な遊び場でのびのびと遊ばせることや同年代の友だちとしっかりとかわらせることが、社会性や協調性を養ううえでもっとも

重要なことであると知っていても、それが困難であることが母親を不安に駆り立てる要因になっているとも考えられる。この母親の孤立の問題について、香崎（2014）は「乳幼児を対象とする遊び場や交流の場の少なさという子育て環境の貧しさは、自ずと母親たち、特に専業主婦たちを家庭という密室へと閉じ込め、孤立化させる構造を持つ」と述べている。保護者の就労その他の理由により、保育を必要とする子どもの保育を行うという保育所と異なり、幼稚園は、それまで「家庭という密室」に閉じこもっていた親子が就園年齢に達したことで入園し、ようやく社会との接点を持つ場所になるというケースも少なくない。このような状況下であるからこそ、幼稚園としての子育て支援が求められるようになってきた。したがって、それを行っていくことは現代のすべての幼稚園にとって不可欠であり、たとえ「保育を必要とする」³に該当しない子育て家庭も含め、地域社会全般に求められる重要な役割であるといえる。もはや子育て家庭のすべてが子育てへの支援を「必要」としているのである。

では、具体的に幼稚園の子育て支援として必要な役割とはどのような内容であるのか。2018（平成30）年3月発行の文部科学省「幼稚園教育要領解説」には幼稚園における子育て支援について、「家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく必要がある。」としている。地域社会の教育力が低下するなか、先に述べたような「家庭という密室」に閉じこもった親子に施設や機能を開放し、幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことを期待しているのである。子育ては一様ではなく、一人一人の子どもによって発達状況も違い、育てていくうえでの課題点や悩みも多様である。子育て中の親同士がそれぞれの悩みや経験を交流し合う場を提供するなかで子育てのネットワークづくりをすることや、幼児教育の専門家として子どもの発達を促進するための遊びやヒントを提供することも現在求められている重要な役割であるといえよう。それらを通して、保護者の子育てに対する不安を少なくし、子どもを育てる喜びを味

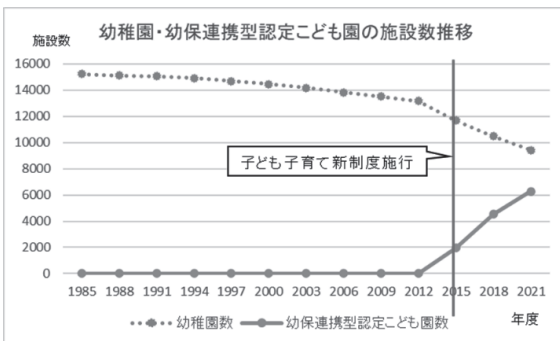


図1 幼稚園と幼保連携型認定こども園数の変動
（文部科学省学校基本調査から筆者が作成。）

わえるようにかかわっていくことが、幼稚園に課せられた子育て支援の重要な役割なのである。こども家庭庁（2023）の調査によれば、現在、3歳未満の子どもの7割未満が保育施設に所属せず家庭や地域で過ごしているのが日本の実態である。丹羽・無藤（2004）は、地域が求める子育て支援について「保護者が気軽に専門機関、施設に相談できる体制づくり、そして、母親のよりよい生き方全般を、サポートしていく体制作り」であるとしている。その方法としては「センター的存在」となることを到達目標としながらも、まずは直接保護者と接していくことでその保護者に最適な支援を提供していくことから取り組んでいく必要がある。このことも踏まえながら、今後の幼稚園は、そこに通う園児とその家庭に限らず、地域社会の子育て家庭を含めたうえでの実態に応じた子育て支援を行っていくことが求められる。また、それに対応する教員等の資質や専門性、人材の確保が今後の重要な課題となるのである。

4. 国の動向からみた幼稚園の子育て支援の展望について

4-1. 幼稚園の子育て支援とは

本論では、近年の幼稚園には幼児を教育する役割と併せて、在籍する子どもだけでなく地域全体の子どもの保護者や家庭に対する子育てを支援していく役割も求められてきていることを述べてきた。それは、「保育を必要とする」に該当しない子育て家庭も含む支援であり、それこそが幼稚園に求められる子育て支援であるからである。堀越ら（2008）は、「地域や家庭における子育て機能の低下や少子化対策から、子育て家庭への支援は急務となり、育児放棄を助長せず育児不安を軽減する支援を目指」すことが幼稚園における子育て支援の役割としており、「親と子の育ちの場」としての子育て支援機能として具体的に次のような子育て支援事業をあげている。

まず、「預かり保育」である。2017（平成29）年第5回改訂の幼稚園教育要領にも第3章に「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」と明確に位置付けられており、幼稚園の子育て支援機能の重要な役割であることがわかる。この場合の「預かり保育」は保護者の

就労や冠婚葬祭等で子どもの面倒をみることが出来なくなった場合はもとより、日頃子育てに忙しい保護者がしばしば子どもから離れて自分の時間を充実させるための支援も含まれる。

次に、「未就園児支援」である。日本の3歳未満児の7割が家庭や地域で過ごしていることは、裏を返せば保育所や幼稚園に所属していない未就園児童が非常に多いということである。家庭で子育てをしている保護者は1日24時間子どもと密室に近い空間で育児を行い、時として育児不安の状態に陥った時にも身近な相談先も少ない場合が多いのである。幼稚園の子育て支援は、子どもと二人きりの限られた空間のなかに閉ざされた保護者にとっては重要な社会参加の場にもなり、それらは日頃の子育ての悩みから解放される場、また保護者自身が自己発揮するための場にもなるのである。

このように未就園児支援は子育て支援の大きな役割のひとつだと述べたが、そのなかでも子育て相談の場としての役割が高い。そして、この「子育て相談」は未就園児保護者に限らず、そこに通う園児の保護者や地域の子育て家庭全体を通して広く求められている幼稚園の子育て支援の役割ともいえる。かつて子育て家庭を支えてきた地域の子育て力が低下してきたといわれる現在、幼稚園における「子育て相談」機能は、なくてはならない役割として今後ますます必要とされていくものと考えられる。

幼稚園にも、さまざまな面からの子育て支援の役割が求められるようになってきた。しかし、それらに対応していくためにはそこにいる保育者や幼稚園総体の支援力が必要になることはいうまでもない。しかしながら、子育て支援は、国の責任のもとに行われる「保育」と違い、制度的にはまだまだ不十分な面が多いのである。幼稚園入園前の未就園児や3歳未満の子どもやその家庭にも行き渡る支援を施していくためには、人的にも予算的にもあらゆる面からの検討が必要になってくるが、古橋（2005）は、幼稚園がさまざまな子育て支援を展開していくなかで、「それを支援する『子育てネットワーク』との連携を図るのが、幼稚園の役割ではないか」と述べている。幼稚園が地域全体の子育て家庭に対して子育て支援を展開して

いくためには、それに対応するための保育者自身の知識や力量が必要であると同時に、あらゆる機関と連携しつつ必要に応じた支援となるように考慮していかねばならない。

子育てに関する家庭や地域の課題は多岐にわたっている。子ども自身の発達の問題だけではなく、家庭に関することや保護者自身に関する事など、子どもを囲む周囲のさまざまな要因が子ども自身の困難につながることも少なくない。特別支援教育がスタートした2007年から文部科学省はすべての学校に特別支援教育コーディネーターの指名が求められるようになった。もちろん、「学校」である幼稚園にも同様に求められている。この特別支援教育コーディネーターを今後、子育て支援に必要な役割として位置付けていくことで、幼稚園における子育て支援の充実につながっていくことが期待されるのである。

4-2. こども家庭庁の設置に伴う幼稚園の特別支援教育コーディネーターの位置づけについて

国は、こども政策の新たな推進体制を構築する、として「こどもまんなか社会」を目指すこども家庭庁を2023年4月に創設した。このことは、子どもと家庭の福祉・保健その他の支援、子どもの権利利益の擁護を一元化し、年齢や制度を超えた切れ目のない包括的支援を実現させようとするものである。子どもが誕生した時点からではなく、妊娠前から青年期の一連の成長過程における適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供するものとし、全てのこどもの健やかな成長、ウェルビーイングの向上を目指す、としている。こども家庭庁の設置に伴い、内閣府の「子ども・子育て本部」、厚生労働省の「子ども家庭局」がこども家庭庁に移管されることになり、保育所や認定こども園の所轄が変わるなど、子どもをめぐる制度の動きに大きな変化をもたらすこととなった。しかしながら、幼稚園をはじめとする文部科学省所轄の各学校については移管等の変化はみられない。同じ世代の子どもが省庁を跨ぎながらも、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援が目指されることになる。依然として未知数ともいえるこども家庭庁の創設であるが、「切れ目のない包括的支援」が実現していくのであれば、この改革は国の画期

的な取組であるということもできよう。

このこども家庭庁創設に伴う子ども政策の基本理念の一つには「こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援」というものがある。ここには、子どもに関するさまざまな困難の起因は、子ども自身によるもの、家庭或いは環境によるもの、また、いくつかの要因が複合的に重なって出てきたものであり、子どもの問題行動はそのSOSを発信しているものとされ、そのための保護者支援の必要性について述べられている。また、内部部局として、「企画立案・総合調整部門」「成育部門」「支援部門」と3部門体制で運営していくとされており、支援部門には、さまざまな困難を抱える子どもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援、社会的擁護の充実及び自立支援、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支援を目指している。

このように国の新たな枠組みのなかでの子どもたちへの支援体制が変化を遂げようとしているなか、幼児教育の施設である幼稚園にも教育的視点だけではなく、子どもをその家庭ごと支えていく福祉的視点が必要になってきたことがうかがえる。このことは、幼稚園が今後、子育て支援を行っていくうえで必要な視点であり、そのためにはこれからの幼稚園には子どものさまざまな困難に対応できる力量が求められるのである。幼稚園が今後、文部科学省所轄の教育施設であり続けるとしても、福祉的視点は必要不可欠である。子どもやその家庭に困難があるとき、それを自ら克服できるように働きかけるだけではなく、支援者側から介入し環境を整えていけるように援助していくことが必要なのである。そして、その核として現在の特別支援教育コーディネーターがキーパーソンになるのであれば、今後それはさらに重要な役割を担うことになるといえよう。

5. 幼稚園における今後の課題

今回創設されたこども家庭庁におけるこども政策の基本理念のなかには、切れ目のない包括的な支援のほかに、子どもや家庭に対して予防的なかわりを強化することやアウトリーチ型支援、

プッシュ型支援を行うことによって必要な支援が確実に届くようにすることも打ち出している。困難な状況にある子どもや家庭からの支援要請が来ることを、手をこまねいて待っているのではなく、支援者側から家庭へ向かっていくことで必要な支援を提供すること、或いは困難な状況に陥らないように早めに対処していくということである。社会制度や組織、年齢などで一律に区切られる壁のために支援していくことに限界が生じることはないように、教育や福祉、保健、医療、雇用など多面的に、関係機関や団体とネットワークを形成することでそれを実現していくということである。しかしながら、現在の幼稚園においては、幼児教育の専門機関としてのさまざまな組織と連携しつつ包括的な支援を行うための役割を果たしているとは言い難い状況である。このことは、幼稚園の今後の子育て支援の在り方において、最も検討していくべき課題であると考えられる。

基本方針のポイントとしてかけられている「常にこどもの最善の利益を第一に考えていくこと」は、国際人権条約のひとつである「児童の権利に関する条約」の基本原則でもある。これを社会全体で後押ししていくということは、それぞれの専門機関がその専門性に限った個々に役割を遂行していくのではなく、各々の専門性について共通理解したうえで相互に連携して支援を行っていく必要がある。そのなかで、幼稚園も幼児に教育していくだけでなく福祉や医療をはじめとする多方面との連携を一層深めながら、子どもや家庭とかわかっていくことになるのである。

5-1. 関係機関との連携における具体的実践

先に述べたようにこども家庭庁の体制（図2）には、こども家庭庁長官の下、「企画立案・総合調整部門」と「成育部門」、「支援部門」の3部門を設置しているが、ここでは「支援部門」について取り上げたい。

支援部門では、困難を抱える子どもや家庭に対する包括的支援として、地域の支援ネットワークづくりを示し、そのなかでは要保護児童対策地域協議会（以後、要対協と表記する）等をあげている。要対協は、孤児や保護者に遺棄された児童、また保護者に監護させることが不相当と思われる

児童の早期発見や保護のために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し連携しながら対応していくためにさまざまな専門性を持った人材で構成された組織である。子どもをめぐる問題は子ども自身の成長発達に関する要因だけでなく、家庭的、社会的、環境的要因に起因するとみられるが、子どもの困難を取り除くためには、その元となる要因を適切に見つけ出し、それに専門的に対応していくことが必要である。幼稚園において子どもの行動面に気になる点がみられたり、子どもの保護者を含めた家庭に何らかの気づきがあったりした場合、それを速やかに察知して対応していくことは、保育者として重要な役割である。支援の内容や性質はケースによってさまざまであるため、時には保育者独自の支援によって方向性が変わることや幼稚園の支援体制のなかで対応していくことにより状況が改善していくことも大いに考えられよう。しかし、園内で解決することが困難なケースの場合は保育者が要対協の組織に迅速に連携しながら、解決策を導き出す必要が生じるのである。また、子どもの貧困対策やひとり親家庭に対する支援についてもあげられている。乳幼児期は、身近な人と愛着を形成することで、人との信頼関係を築き、基本的な生活習慣を確立するなど心身の発達にとっても重要な時期である。このように人として最も成長していく過程において、貧困の問題をかかえる家庭に育つ子どもについては幼稚園としてその家庭を支え、親子が孤立することのないように援助していくことが必要になる。保育者は、幼稚園の送迎時の保護者

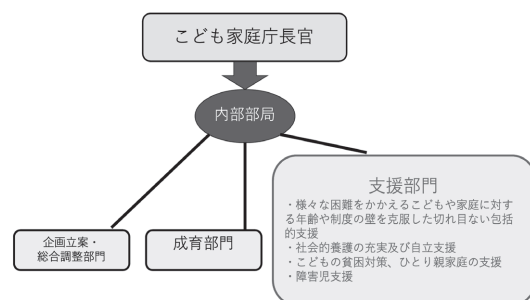


図2 内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント」を参考に筆者が作成

との交流や連絡帳を通したやりとり、または園行事等を通した家庭との関係構築により、子どもや家庭の姿を把握しやすい状況下であり、これらを早期に発見する立場にある。また、身近に子どもとかかわるなかで、子どもの姿に家庭生活の一面をみることもある。これらの職務的立場を活かしながら子どもの貧困やひとり親家庭への支援に取り組むことは幼児期の子どもたちの最も身近にいる保育者の役割であるといえる。そしてそれらの問題を解決していくためには、幼稚園内では対応できない複雑な問題が予想される。このように、子どもやその家庭に関するさまざまな状況に保育者が対応していくためには、ケースに応じた迅速な判断力が求められ、外部の組織と連携していくコーディネート力が必要なのである。

さらに、この支援部門では障害児への支援についてもあげられている。子どもの困難にはさまざまな要因が考えられるものの、なかでも障害による困難は子どもの心身そのものにまつわる要因であり一人一人症状も違うことから、個々に応じてオーダーメイドでかかわっていく必要がある。特に乳幼児期の子どものについては、障害児そのものへの支援だけでなくその保護者や家族を支えていくことも重要な役割であるといえよう。

幼稚園に在籍する子どもとその家庭だけではなく、その地域の子育ての相談機関として門戸を開くことにより、地域全体の子育て家庭を支えていく役割としてこの新しい体制のなかでも幼稚園の果たす役割、保育者の使命は大きいといえるであろう。

5-2. 幼稚園のコーディネーターとしての役割

「こども家庭庁」の創設により、今後は幼稚園も、幼児教育の役割のほかに、子育て家庭を支援していくことがこれまで以上に求められるようになったことについて述べた。そしてその役割を果たしていくためには、保育者自身がさまざまな子どもや家庭の困難に対応していくための力を身につけていることが求められている。また、切れ目のない包括的な支援を実現するためには、教育や福祉に限らず多様な関係機関に迅速につないでいくことのできるコーディネート力が必要であることも明確になった。

そこで、その担い手として、文部科学省が2007年から各学校に配置を求めようになった特別支援教育コーディネーターの活用を提案するのである。この特別支援教育コーディネーターは、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役などを主な役割としていた。しかし、その役割がわかりにくいことや、公務との兼任で役割が果たせない、などの理由で、発足以来解決できていない課題点も多いのが現状である。幼稚園における子育て支援の重要性がさらに高まりつつあり、今回、こども家庭庁の新設によってこども政策が大きく変革を迎えようとしている昨今、幼稚園におけるこの特別支援教育コーディネーターを、子育て支援に必要な役割として役立てていく必要があるのではないかと考える。

就学前の子どもの過ごす場である幼稚園において、筆者の考えるコーディネートの役割は大まかに分けると2種類である。1つは保育者自身が子どもや家庭の困難に気づく役割である。日頃から子どもや家庭の状況を把握し、互いの信頼関係を結んでいる保育者にとっては、日常のなかでの子どものちょっとした変化や保護者の表情などにより、何らかの困難に直面していることに気づく機会も多いのではなかろうか。保育者側からのちょっとした気づきが「待ちの支援」から、「予防的なかわり」を強化することにつながっていくことと考える。保育者が早い時点で気づくことにより、子どもの状況を重症化させずに改善の方向へ導いていくことも可能となってくるのである。2つ目は外部の関係機関と直接的な連携を深めていく役割である。支援のなかには、複雑にいくつもの要因が入り混じったものや保健や医療に関すること、保護者の雇用に関する事など、一見、保育や教育には直接的な関連がないようにみえる事柄もある。保育者自身は保育においては専門的観点から助言を行うことができても、その他の分野においては専門機関と一体となって取り組まねばならないことや、時には全て委ねるべき状況も大いに考えられるのである。このような場合にその必要性を察知し、必要な専門機関と迅速に連携できるように外部に対してコーディネートしていく力量を備えることも、幼稚園の子育て支援

を行っていく人材のなかで必要であるといえる。

このように幼稚園において子育て支援を行っていく際には、2通りのコーディネーター的役割が求められる。園内で対応していく役割と外部と具体的に連携していく役割である。子育て支援や家庭支援は、児童福祉施設である保育所が従来から行ってきた役割であり、このことは、2008（平成20）年改訂の保育所保育指針では初めて「ソーシャルワーク」として明文化された。つまり、保育所にはソーシャルワーク力が根底にある。幼児教育施設として始まった幼稚園にとって、ソーシャルワークは浸透しているとは言い難い。このような状況において、幼稚園に子育て支援が求められるようになった今、この2通りのコーディネーター的役割を構築していくことが必要である。特別支援教育コーディネーターがその一助を担うとしても、それだけでは不足する役割を担うキーパーソンをどのように築いていくのかが、今後の幼稚園にとって喫緊の課題となるであろう。

6. おわりに

就学前教育である幼稚園は、その時期の子どもの発達過程が著しく、保護者自身の子育てに関する経験値も浅い。それらを考慮すると、子ども本人への支援と同様、保護者支援、さらには保護者への相談窓口としての機能が特に重要である。

保育や幼児教育の現場において子どもや保護者に関するさまざまな対応をしていくためには、障害児に対する支援はもちろんのこと、子どもやその家庭に関する多様な問題に対応していくための相談援助力が必要である。2007年に文部科学省がすべての学校に指名を求めた特別支援教育コーディネーターの役割は、当然、幼稚園においても必要である。しかしそれと同時に、幼児教育の現場においては子ども自身の発達を助長するだけでなく、心理、教育、福祉分野等のあらゆる専門機関と連携しながら、その子どもの家庭や地域等、育ちの環境に対して働きかけ、子どもの置かれた状況や環境を調整していくことも必要なのである。そのため、幼稚園の特別支援教育コーディネーターは、子どもの発達面の課題に子どもそのものにアプローチする必要もあれば、子育ての悩みを持つ親や家庭とともに歩み、子育ての伴走者であ

る必要もある。専門職としての保育者に、保育ソーシャルワーク力を備えることは不可欠な知識であり技能であるといえよう。

しかしながら、「教育」を目的としてきた幼稚園には、ソーシャルワークの知識や技術が備わっていないのが実情である。今後、幼稚園が幼児の教育と子育て支援を二本立てで行っていくためには、将来的には幼稚園にもソーシャルワークが求められるようになるであろう。それが備わっていない現在においては、文部科学省が1条校のなかの幼稚園の独自性を考慮し、幼稚園に必要とされるこれらの役割について協議したうえで、小学校以上とは異なる社会モデルの特別支援教育コーディネーターを配置するべきである。コーディネーターには、それらの困難の状態についてアセスメントを行い、どの機関と連携していけばよいかを対処法を迅速に判断する知識や技能を身に付けた人材が求められる。その際、各自治体の基礎的体制を標準化し、どこにいても共通した機能を運用することのできる幼稚園の支援のシステムを構築していくことで幼稚園の特別支援教育コーディネーターの役割が明確化し、期待が一層高まるのである。また、その基礎的体制のなかには、障害児に対する支援体制部門は他と区別して設け、子どもや家庭のさまざまな困難のなかでもより深刻な課題である障害児への支援がきめ細やかに行き渡るような整備が必要である。障害児への支援を含めた幼稚園の子育て支援を推進していくための特別支援教育コーディネーターの位置づけについて、国の検討を求めたい。

注)

- ¹ 1960年代の高度経済成長に伴う、性別役割分業化が進む中で起こってきた家庭状況の変化である。（1998年版「厚生白書」）
- ² 「幼稚園教育の基本」は、幼稚園教育要領第1章総則の第1に記されている。このなかを示された3つの項目のひとつに「幼児期にふさわしい生活」という記載がある。
- ³ 児童福祉法第39条「保育所の目的」では、「保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて日々保育を行うことを目的とする施設とする。」となっており、保育所の入所要件は「保育を必要とする」乳幼児であ

ることとされている。

引用文献

- 古橋紗人子 (2005). 家庭と地域の子育て力の強化と幼稚園の役割. 滋賀女子短期大学研究紀要 (30), 17-30.
- 掘越紀香・安藤智子・荒牧美佐子・丹羽さかの・岩藤裕美・無藤隆 (2008). 子育て支援における幼稚園の役割 — 預かり保育と未就園児支援に関する園長インタビューから —. 大分大学教育福祉科学部研究紀要, 30 (2), 143-155.
- 金戸憲子 (2022). 第4章 幼稚園の理念と制度. 伊藤良高・宮崎由紀子・香崎智郁代・橋本一雄・岡田愛編 保育・幼児教育のフロンティア. 晃洋書房, 34-41.
- こども家庭庁 (2023). 未就園児等の把握, 支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究 — 報告書 —. (株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所.
- 香崎智郁代 (2014). 地域子育て支援拠点事業における保育ソーシャルワーク実践の可能性. 熊本学園大学社会福祉学研究科博士論文.
- 文部科学省 (1997). 時代の変化に対応した今後の幼児教育の在り方について — 最終報告 —. 文部科学省 (2004). 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について (中間報告), 第4節 子どもの育ちの現状と背景.
- 文部科学省 (2006). 平成18年度文部科学白書. 1. 家庭教育の現状とその支援上の課題.
- 文部科学省 (2017). 平成29年改訂幼稚園教育要領.
- 文部科学省 (2018). 幼稚園教育要領解説平成30年3月.
- 内閣官房こども家庭庁設立準備室. こども家庭庁の創設について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000987734.pdf> (2023年11月4日閲覧)
- 小田憲三 (2008). わが国にける幼稚園と保育所の歴史的経緯と近年の動向 — 認定こども園の発足と展望 —. 日米高齢者保健福祉学会誌, (3), 92.
- 佐藤慶子・阿部敬信・菊池香奈恵 (2013). 幼稚園における子育て相談のあり方に関する考察 — 別府市内幼稚園の保護者に対する質問紙調査から —. 別府大学短期大学部紀要, (32), 19-26.
- 丹羽さかの・無藤隆 (2004). 幼稚園における子育て支援を考える. 御茶ノ水女子大学子ども発達教育研究センター紀要, (1), 33-42.

(2023.12.13受稿 2024.2.20受理)

A Consideration of the Roles of Special Needs Education Coordinator in Kindergartens

– Focusing on the System Changes of Kindergarten and Establishment of Children and Families Agency –

Noriko KANETO

Majority of children who belong to kindergartens were upper class in the case of economical aspect at the time of the establishment. However, current situation of household childcare which the children go to kindergarten, has been changing in various aspects. Moreover, kindergarten can be considered to the first place which engages with society for children and their parents. In that respect, childcare support has also been asked in kindergarten. Children and Families Agency, which the government established in April 2023, constructs new promotion systems for children policy and aims to carry out the contiguous support inclusively by standardizing the support of children's rights and interests. To carry out childcare support in kindergarten, however, training the keyperson who is in charge of it, is considered to the urgent agenda. To sum up, the Special Needs Education Coordinator can play an important role in such childcare support and be expected to link to fulfillment of childcare support in kindergarten. Altogether, the present study examined the roles of Special Needs Education Coordinator in kindergartens in terms of childcare support.

Key words: kindergarten, childcare support, special needs education coordinator